

1 防火部会

- ・アナウンスのテープの内容を変更して欲しい
パトロールカー地域貸出事業によりパトロールを実施した団体からも「文章が長い」「ごみ出しのフレーズはパトロールとは直接関係がない」などのアナウンスに関する意見をいただいている。そのような意見も踏まえて、今後アナウンスの内容について検討する。
- ・パトロールカーに消火器を複数本設置して欲しい。
パトロールカーの収納スペースの関係から、設置する消火器は1台とする。その代わりパトロール中の急病人との遭遇に備えて、救急セットを各1セットずつ設置する。
- ・消防署が主催するイベントについて、出資者である区から J-COM を通じて区民にアピールして欲しい。
区は J-COM の株券を一部保有している一株主の存在である。J-COM は独自に取材活動を行っており、区からのすべての取材要望には応えてもらえない状況にある。必要に応じて J-COM に対しイベントの情報提供を行っていきたい。
- ・夕べの音楽の放送を 30 秒ぐらい延ばして、安全安心を呼びかける放送を流して欲しい。
夕べの音楽の放送は、青少年健全育成の考え方と防災無線塔の試験放送の意味合いを兼ねて、昭和 59 年度から開始している。
区民の間では時報代わりに利用されるなどある程度定着しているが、一方で「内容が聞き取りにくい」「うるさい」などのクレームもでてきている。
そこで区では現在この放送内容を短縮することを検討しており、9 月からの試行を考えているので、この放送時間を延ばすことは現在困難な状況となっている。

2 防犯部会

- ・パトロールカーに搭載する防災無線機はいつ利用しても良いのか。
防災無線機をパトロールカーに設置しても、それはパトロールカーの災害時の活用を想定したものであるため、平常時において地域貸出を受けた団体や委託パトロール業者が使用することは考えていないが、非常時における活用方法について、携帯電話の使用とともに今後検討していきたい。

3 児童部会

- ・そば屋の出前などにパトロールのステッカーを貼りたい人がいる。
業務で区内をまわる方に「パトロール」のステッカーを配布する事業について、業界団体と協定を結ぶ方法と、希望者の申請を受けて配布する方法と考えられ、並行して検討していきたい。
- ・不審者情報は緊急避難所・コンビニ・学習塾にも流して欲しい。
緊急避難所に不審者情報を流すのは有効であると考えますが、現時点では区と緊急避難所と直接情報交換するルートがなく、当面は学校や P T A に流す情報を緊急避難所にも流してもらおうべく、関係組織と協議する。コンビニ・学習塾についてはその提供のルートについて検討する。

- ・校庭開放の照明が暗いので、照度をアップするか、開放時間を短くするかなどの対策を講じて欲しい

開放終了時間は、夏季は午後5時まで、冬季は午後4時までとなっている。学校の帰宅時間が遅くなる傾向にあるなか、終了時間を短くすると実質的な開放時間がなくなる可能性がある。

また照度アップについて、具体的な経費等について検討したいが、多大な経費が想定されるため、一律全校での実施はまず困難と考えられる。

4 安全安心協議会

- ・区役所に安全安心ダイヤルを設置して欲しい

実施主体や電話受付およびそれに伴う対応の方法等について来年度以降検討していきたい。

- ・火災警報器など希望する住宅には区が支給するような施策が欲しい。

希望者へ安価で「あっせん」する制度を現在検討している。高齢者世帯など要援護世帯へは申請により設置する施策を既に実施している。

- ・警察は10年前の治安に戻すという目標を設定している。区も具体的な目標を設定すべき。

区では、行う事務事業について、具体的な数値目標を設定して施策を推進することとしており、区が毎年実施している区民意識意向調査における「生活の満足度」を指標とし、平成7年度の区民意識調査における数値(56.7%)の以上の60%(平成15年度は27.5%)を目標数値に設定している。

- ・安全安心バイク隊を導入して欲しい。

現在安全安心パトロールカーについて、夜間の専門業者なよる委託パトロールとともに、地域団体貸出事業を開始し、パトロールカーの活用方策の検証を行っている。バイク隊については当該検証が終わってから、改めて検討したい。

- ・わんわんパトロールなど実際はパトロールをしていない。腕章とか配布しているのなら、きちんと指導して欲しい。

区が実施を考えている「パトロール用品支給事業」では、用品の支給を受けた団体がパトロール活動を行わない場合や趣旨にそぐわない利用を行った場合には、一定の指導を区が行う規定を盛り込むよう検討している。

- ・PR部会の設置について

現在、「安全安心条例」制定に向けて、各部会において検討を進めており、当該条例が施行されたのちに、各種安全安心施策の周知方法や防犯防火情報の提供周知方法等について考える組織体の設置について検討したい。